

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月29日
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 (総称を「ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・ シリーズ」とします。)
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	継続募集額 各ファンド毎に上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので、平成23年8月31日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部___は訂正部分を示し、<更新・追加>に記載している内容は原届出書が更新・追加されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

<各ファンドの概要>

<更新・追加>

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型（愛称：ゼニガメ）

～（略）

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型（愛称：ウミガメ）

～（略）




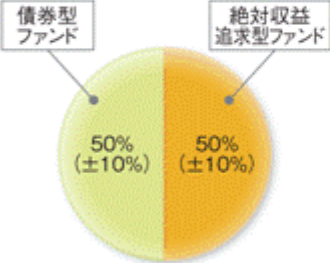
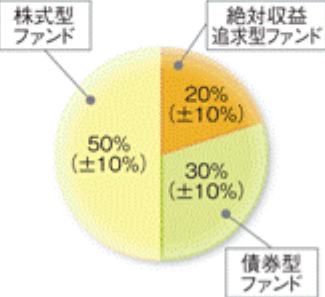
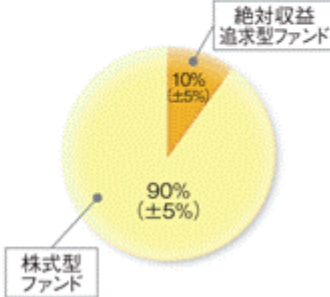
ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型（愛称：ミノガメ）

～（略）

ファンドの特色

日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）を実質的な主要投資対象※とし、積極的に分散投資を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、投資信託証券を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

名 称	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・安定型 (愛称:ゼニガメ) 	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・バランス型 (愛称:ウミガメ) 	ユナイテッド・タートルクラブ・ ファンド・積極型 (愛称:ミノガメ) 
指定投資 信託証券※ への 投資配分	債券型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%) 絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%)	債券型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 30% (±10%) 株式型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 50% (±10%) 絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 20% (±10%)	株式型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 90% (±5%) 絶対収益追求型ファンド 信託財産の純資産総額の概ね 10% (±5%)
	<投資分配のイメージ> 	<投資分配のイメージ> 	<投資分配のイメージ> 

(注) 市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

※ 約款に定められた当ファンド・シリーズが投資対象とする投資信託証券をいいます。

<指定投資信託証券分類の定義>

債券型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に債券を源泉とするファンドをいいます。
株式型ファンド	組入資産による主たる収益が実質的に株式を源泉とするファンドをいいます。
絶対収益追求型ファンド	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す、もしくは、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドをいいます。

※上記定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を参考に、委託会社が定義したものです。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年1回（毎年5月31日（休業日の場合は翌営業日））に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

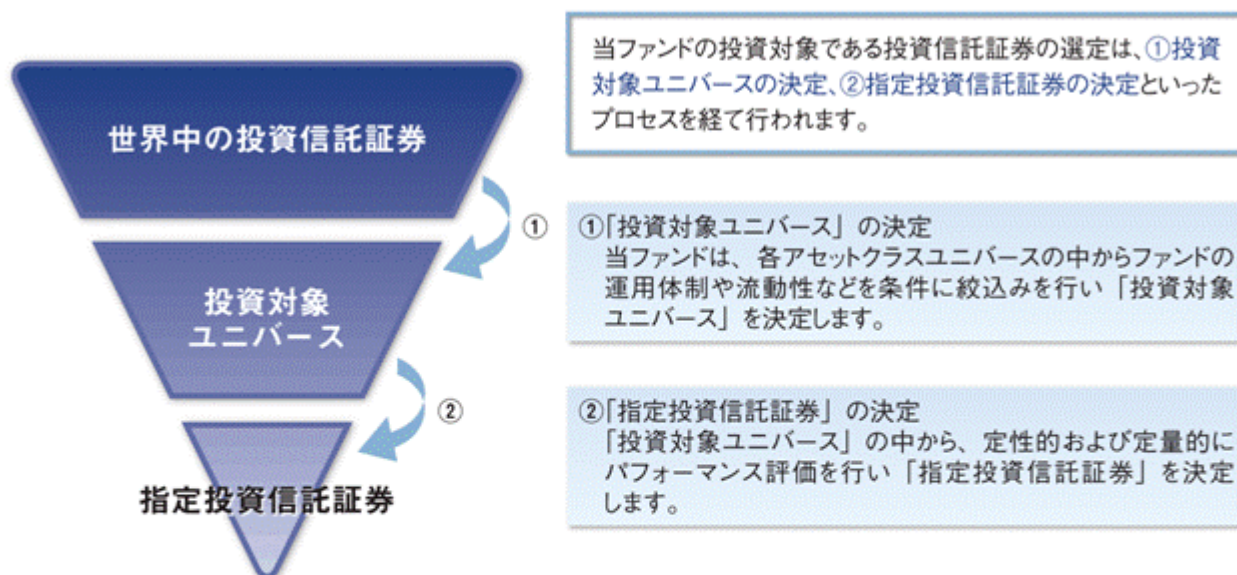
<参考> 指定投資信託証券について

各ファンドの約款に定める指定投資信託証券は、以下の通りです。

分類	指定投資信託証券の名称
債券型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け） ● ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド（適格機関投資家向け） ● ユナイテッド・アジア債券ファンド（適格機関投資家向け） ● iシェアーズ バークレイズ債券総合ファンド ● iシェアーズ・S&Pシティグループ世界国債（除く米国）ファンド ● ヘッジ付外債プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（2012年3月設定予定）
株式型ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● 日経 225 連動型上場投資信託 ● ユナイテッド日本株式ベビーファンド（適格機関投資家向け） ● プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け） ● パワーシェアーズQQQ ● 欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け） ● db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス ● VPアジアバリュー株式ファンド（適格機関投資家向け） ● iシェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）・インデックス・ファンド ● アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）（2012年3月設定予定） ● MB Capital Equity Fund 1
絶対収益追求型 ファンド	<ul style="list-style-type: none"> ● トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA TSR ユニット ● QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け） ● QED日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け） ● CTAマルチ・ストラテジー・ファンド ● 日本株マルチ・ストラテジー・ファンド（2012年3月設定予定）

※上記は、平成 24 年 2 月 29 日現在のものであります。指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しが行われます。その際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券（新たに設定される投資信託証券も含まれます。）が指定される場合があります。なお、指定投資信託証券は、必ず組入れられるとは限りません。

● 指定投資信託証券の選定方法



※上図は、あくまでも例示をもって理解を深めていただくためのイメージです。

- ・ 定性評価においては、投資信託証券の過去の実績（Performance）、マネージャーの経歴（People）、運用哲学（Philosophy）、ベンチマーク比較（Peer Comparison）、実際のポートフォリオの整合性（Portfolio）の5Pを総合的に評価します。
- ・ 定量評価においては、特に、1リスク当りのリターン、最大ドロウダウン等に注目して、ファンドのパフォーマンスを評価します。

委託会社等の概況

<訂正前>

(A) 資本金 11億5,500万円（平成23年7月31日現在）

(略)

(C) 大株主の状況

(平成23年7月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

<訂正後>

(A) 資本金 11億5,500万円（平成23年12月末現在）

(略)

(C) 大株主の状況

(平成23年12月末現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,600株	100%

2 投資方針

(2) 投資対象

<参考> ファンドが投資する投資信託証券の概要

当ファンド・シリーズが投資を行う指定投資信託証券の概要は、以下の通りです。

<更新・追加>

<債券型ファンド>

ファンド名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③主としてマザーファンドを通じて、わが国の発行する債券を中心に投資を行い、NOMURA-BPI総合指数を上回る運用成果を目指します。 ④わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ⑤A A格以上の格付けを有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド・グローバル債券マザーファンド
投資方針・特色	①マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の政府、政府機関等の発行する債券を中心に投資を行います。 ②マザーファンドはシティグループ世界国債インデックス（除く日本/円ヘッジ無し・円ベース）を上回る運用成果を目指します。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。 ④実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.21%（税抜年0.20%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	ユナイテッド・アジア債券ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	以下に掲げるマザーファンド受益証券を主要投資対象とします（以下、以下に掲げるマザーファンド受益証券を「各マザーファンド」という場合があります。） <ul style="list-style-type: none"> ・「中国・元・マザーファンド」 ・「インド・ルピー・マザーファンド」 ・「インドネシア・ルピア・マザーファンド」 ・「フィリピン・ペソ・マザーファンド」 ・「タイ・バーツ・マザーファンド」 ・「ベトナム・ドン・マザーファンド」
投資方針・特色	<ol style="list-style-type: none"> ①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②各マザーファンドへの投資を通じて、実質的にアジア各国の現地通貨建てのソブリン債券等（ソブリン債券等には、国債や政府機関が発行する債券のほか、地方債、世界銀行、アジア開発銀行等の国際機関が発行する債券も含まれます。）に投資を行います。 ③各マザーファンドへの投資配分比率は等配分を基本とします。また、半年毎に投資配分比率が等配分となるようにリバランスを行います。 ④投資対象国のなかには、制度上の規制、流動性および効率性の観点から現地通貨建ての債券に直接投資を行うことが困難または適当でないと思われる場合があります。そのような場合には、当該投資対象国の現地通貨建てソブリン債券等に直接投資を行なうことと概ね同等の投資効果が期待されるユーロ円債への投資または直物為替先渡取引の一類型であるノン・デリバブル・フォワード（NDF）等を通じて投資を行いません。 ⑤各マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑦市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5145%（税抜 0.49%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
ファンド名	iシェアーズ バークレイズ債券総合ファンド（英文名：iShares Barclays Aggregate Bond Fund）
投資方針・特色	バークレイズ US アグリゲート指数 [※] によって定義される米国の投資適格債券市場全体の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。 <small>※米国投資適格債券市場全体のパフォーマンスを測る指標で、米国の投資適格債券には、米国内で公募販売が行なわれている投資適格の米国国債、投資適格社債、モーゲージ・パススルー証券およびアセット・バック証券が含まれます。</small>
上場証券取引所	NYSE アーカ（米国）
管理報酬	年率 0.22%
上場日	2003年9月22日
ファンド名	iシェアーズ・S & Pシティグループ世界国債（除く米国）ファンド （英文名：iShares S&P/Citigroup International Treasury Bond Fund）
投資方針・特色	シティグループ世界国債（除く米国）インデックス [※] に連動する投資成績を目標とします。 <small>※米国のシティグループの組成した指数で、米国を除き、日本をはじめとした世界の主要先進国を網羅する国債のインデックスです。</small>
上場証券取引所	ナスダック取引所（米国）
管理報酬	年率 0.35%
上場日	2009年1月21日
ファンド名	ヘッジ付外債プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
投資方針・特色	主に長短金利差で魅力の高い国の短期債券に為替ヘッジ付きで投資を行います。あわせて、複数の通貨マネージャーに分散投資することで為替ヘッジコストを上回るリターンを獲得を追求し、相対的に低いリスクで安定的なファンドの成長を目指します。
信託報酬等	<ol style="list-style-type: none"> ①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.1155%（税抜年 0.11%）の率を乗じて得た額とします。 ②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<株式型ファンド>

ファンド名	日経 225 連動型上場投資信託
投資方針・特色	日経 225 に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行い、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経 225 における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行い、日経 225 に連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	大阪証券取引所
信託報酬	純資産総額に対して、年率 0.252%（税抜 0.24%）以内
上場日	2001 年 7 月 9 日
ファンド名	ユナイテッド日本株式ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド日本株式マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行います。 ③東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、投資スタイルや大型・小型株等の銘柄属性に制約を設けることなく、市場の変化を捉えながら、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。 ④業種別配分に関しては、ベンチマークの構成比率を参考としつつ、業種別株価・収益動向分析を勘案して、機動的に変更します。銘柄選択に関しては、定量アプローチ（数種類のファクター（各業種毎に説明力が高いもの、市場全体に説明力が高いもの、現在の市場が選好しているもの）による業種内スコアリング）と、定性アプローチ（需給分析、株主構成分析等）を組み合わせ、総合的に判断します。ポートフォリオ構築後、リスク指標のモニタリングを行います。 ⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託者が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。 ⑥市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5355%（税抜年 0.51%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	プレミアム・エクイティ・マザーファンド
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の株式（米国預託証券（ADR）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。なお、米国以外の企業が発行する米国の取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式に投資する場合があります。 ③バリュー、ファンダメンタルズおよびポジティブな事業モメンタムに着目したボトムアップ・アプローチにより銘柄を選定します。 ④マザーファンドの信託財産の運用に関し、ロベコ インベストメント マネジメント社（Robeco Investment Management, Inc.：米国）に米国の株式の運用指図に関する権限を委託します。 ⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。 ⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。 ⑦市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8610%（税抜年 0.82%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	パワーシェアーズQQQ（英文名：Power Shares QQQ）
投資方針・特色	米国ナスダック市場上場銘柄のうち、代表的な 100 銘柄の指数の価額および運用実績に連動する投資成果を目指します。
上場証券取引所	ナスダック取引所（米国）
管理報酬	年率 0.20%
上場日	1999 年 3 月 10 日

ファンド名	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	欧州株式ロウ・ボラティリティ・マザーファンド
投資方針・特色	<p>①信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCI EUROPEに含まれる欧州の株式に投資を行います。（なお、欧州以外の企業が発行する欧州各国の取引所に上場、または取引所に準ずる市場で取引されている株式に投資する場合があります。）</p> <p>③マザーファンドの運用に際し、アナリティック社独自開発のリスクモデルにより投資ユニバースをランキングし、最適な低ボラティリティ・ポートフォリオを構成する為の低リスクで高めのリターンが見込まれる銘柄を選定します。</p> <p>④マザーファンドの信託財産の運用に関し、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー（Analytic Investors LLC・米国）に欧州の株式の運用指図に関する権限を委託します。</p> <p>⑤マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>⑥実質的な組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。</p> <p>⑦市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7455%（税抜年0.71%）の率を乗じて得た額とします。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	db x-trackers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス （英文名：db x-trackers MSCI Emerging Markets TRN Index ETF）
投資方針・特色	新興国で構成されるMSCI エマージング・マーケット指数に概ね連動する投資成果を目指します。
上場取引所	ロンドン証券取引所（英国）
管理報酬	年0.65%以内
上場日	2007年6月22日
ファンド名	VPアジアバリュー株式ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	VPアジア株式マザーファンド
投資方針・特色	<p>①マザーファンド受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。</p> <p>a) MSCI AC ASIA (ex JAPAN) に含まれるアジア各国・地域の株式に投資を行いますが、アジア各国・地域以外の企業が発行するアジア各国・地域の取引所に上場または取引所に準ずる市場で取引されている株式もしくはアジア各国・地域の企業が発行する米国の取引所で取引されている米国預託証券（ADR）に投資する場合があります。</p> <p>b) バリュー・ファクターを用いたクオンツ・アプローチによる定量的評価およびファンダメンタルズ分析に基づくボトムアップ・アプローチによる定性的評価により本源的価値に比べ割安と判断される銘柄を選定します。</p> <p>c) マザーファンドの信託財産の運用に関し、Value Partners Hong Kong Limited. にアジア株式の運用に関する指図権限を委託します。</p> <p>③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>④実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤市況動向や資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	<p>①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年1.0815%（税抜年1.03%）の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②上記のほか、ファンドの実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。</p>
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
ファンド名	iシェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）・インデックス・ファンド （英文名：iShares MSCI Pacific Market Index Fund ex Japan）
投資方針・特色	MSCI パシフィック・フリー（除く日本）インデックスによって代表されるオーストラリア、香港、ニュージーランドおよびシンガポールの市場で取引される株式の価格および利回り実績と同等水準の投資成果を目指します。
上場取引所	NYSEアーカ（米国）
管理報酬	年0.50%
上場日	2001年10月25日

ファンド名	アカディアン日本株式ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	ユナイテッド・アカディアン日本株式マザーファンド
投資方針・特色	①マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式へ投資し、リスクを軽減しつつ信託財産の着実な成長を目指します。 ②マザーファンドの信託財産の運用に関する権限を、アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーへ委託します。 ③市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	①信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.903%（税抜年0.86%）の率を乗じて得た額とします。 ②上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、保管費用等を信託財産から支払います。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	MB Capital Equity Fund 1
ファンド形態	ベトナム籍会社型外国投資信託
表示通貨	ベトナム・ドン
投資方針・特色	①信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②主として、ベトナムの未公開株式および店頭公開株式に投資を行います。 ③投資にあたっては、トップダウン・アプローチおよびボトムアップ・アプローチにより投資対象となる銘柄を選別し、投資を行います。
管理報酬等	管理報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年2.12%の率を乗じて得た額とします。
実績報酬	上記の管理報酬等のほか、前期計算期間末の基準価額に対して当該計算期間末の基準価額がハードル・レート（12%）を超過した場合に、その超過分に対して20%の実績報酬が発生します。
保管受託会社	HSBC Bank (Vietnam) Limited.
運用会社	MB Capital Management Joint Stock Company

＜絶対収益追求型ファンド＞

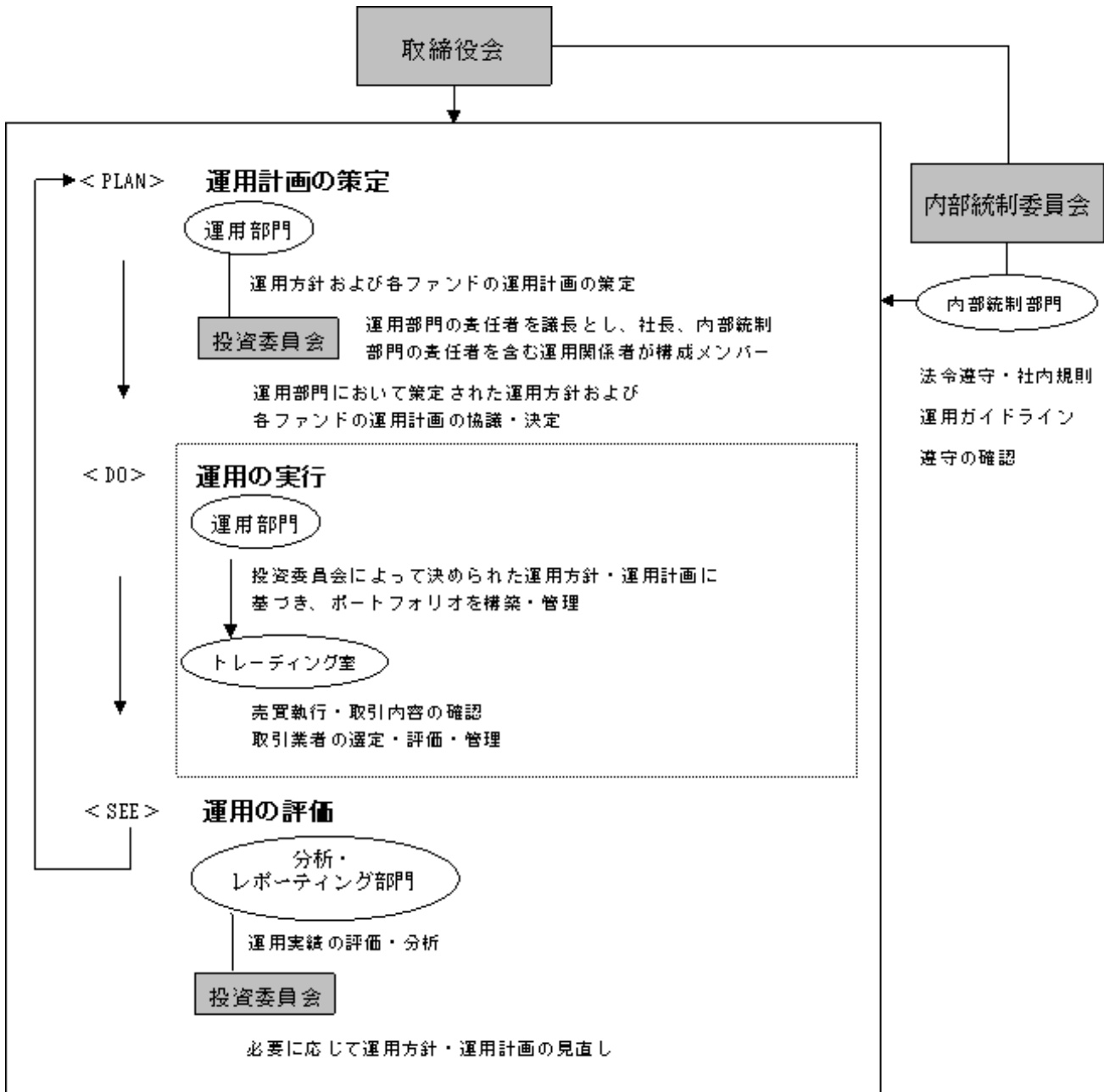
ファンド名	トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA T S R ユニット (英文名:TRANSTREND STANDARD RISK Series Trust CLASS A TSR UNITS (FOR FUND OF FUNDS ONLY))
ファンド形態	ケイマン籍契約型外国投資信託
投資方針・特色	株価指数・債券・通貨または原油・金属・農産物などの商品等、世界各国の取引所に上場されている様々な先物取引を主な投資対象とし、ダイバーシファイド・トレンド・プログラム・スタンダード・リスク(JPY)に基づき、トレンド・フォロー運用(方向性に追従してポジションを構築する運用)を行います。
信託報酬等	①管理報酬として、管理会社へ信託財産の純資産総額に対して年2.20%が当該信託財産から支弁されます。なお、投資顧問会社への報酬は、管理会社が受取る管理報酬の中から支弁されます。 ②上記のほか、信託財産の純資産総額に対して、受託会社報酬として、受託会社へ年0.02%(ただし、最低報酬20,000米ドル/年額)、管理事務代行報酬として管理事務代行会社へ信託財産の純資産総額に対して年0.05%および4,000ユーロ/月額、保管受託報酬として、保管受託会社へ年0.02%およびリスク管理報酬として、リスク管理会社へ信託財産の純資産総額に対して最大年0.20%(ただし、最低報酬2,500米ドル/月額)が当該信託財産から支払われます。 ③毎月の運用実績のハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%の実績報酬がかかります。
管理会社	ロベコ インスティテューショナル アセット マネジメント (Robeco Institutional Asset Management B.V)
投資顧問会社	トランストレンド (Transtrend B.V) トレーディング・アドバイザーとして投資顧問業務を提供しています。
受託会社	Alternative Investments Services Limited
管理事務代行会社 及び保管受託会社	CACEIS Bank Luxembourg S.A.
リスク管理会社	RPM Risk & Portfolio Management AB
ファンド名	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・ファンド (適格機関投資家向け)
主要投資対象	Q E D日本株アルファ・ストラテジー・マザーファンド
投資方針・特色	①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドへの投資を通じて、日本の取引所に上場する株式等(株価指数連動投信(「ETF」)を含みます。)および株価指数先物ならびに株価指数オプション等の派生商品に投資を行います。 ③わが国の株式市場の非効率性に注目し、上昇期待値の高い株式を買い持ち、下落期待値の高い株式を売り持ちにすることにより、両者のスプレッドから収益をあげることを目指します。経済環境や株式市場の状況に関らず、統計的に優位な運用モデルを構築します。 ④マザーファンド受益証券の組入れ比率は、高位を保つことを基本とします。マザーファンドの信託財産の運用に関しては、Q E Dインベストメント・パートナーズ株式会社から助言を受けます。 ⑤市場動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%(税抜年0.69%)の率を乗じて得た額とします。 毎年の実績に対して実績報酬が発生します。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	QED日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け）
主要投資対象	QED日本株ベータ・コントロール・マザーファンド
投資方針・特色	<p>①安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</p> <p>②マザーファンドへの投資を通じて、主として日本の取引所に上場する株式、株価指数連動型投信（以下、「ETF」といいます。）および派生商品（株価指数先物取引および株価指数オプション取引等）に投資を行います。</p> <p>③日本の株式市場の中長期的な方向性および循環性に対して、統計的に有意なポジションを市場の期待リスク以下で構築するシステム運用を行い、中長期的に絶対リターンを得ること、ならびに市場パフォーマンスを上回ることを目的とします。</p> <p>④当ファンドが投資するマザーファンドの運用に関しては、QEDインベストメント・パートナーズ株式会社からの助言を受けます。</p> <p>⑤マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>⑥市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
信託報酬等	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.7245%（税抜年0.69%）の率を乗じて得た額とします。 毎年の実績に対して実績報酬が発生します。
委託会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンド名	CTAマルチ・ストラテジー・ファンド（英文名：CTA Multi Strategy Fund）
ファンド形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針・特色	主として、世界各国の取引所に上場する先物およびオプション取引等に投資を行う複数のマネージャーに分散投資し、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資するマネージャーの運用戦略および投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。
管理報酬等	<p>①管理会社報酬一年0.72%（投資顧問会社への報酬も含む） なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して10%相当額の成功報酬がかかります。</p> <p>②管理事務代行報酬一年上限0.20%</p>
管理会社	Gordian Capital Singapore Private Limited.
投資顧問会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
ファンド名	日本株マルチ・ストラテジー・ファンド（英文名：Japan Equity Multi Strategy Fund）
ファンド形態	ケイマン籍円建外国投資信託
投資方針・特色	主として、わが国の取引所に上場する株式、株価指数先物および株価指数オプション取引等に投資を行う複数のマネージャーに分散投資し、円ベースで安定した収益の獲得を目指します。なお、投資するマネージャーの運用戦略および投資比率の決定に関しては、ユナイテッド投信投資顧問が行います。
管理報酬等	<p>①管理会社報酬一年0.72%（投資顧問会社への報酬も含む） なお、当該ファンドにおける基準価額がその時点におけるハイウォーターマークを超えた場合、その超過額に対して10%相当額の成功報酬がかかります。</p> <p>②管理事務代行報酬一年上限0.40%</p>
管理会社	Gordian Capital Singapore Private Limited.
投資顧問会社	ユナイテッド投信投資顧問株式会社

(3) 運用体制
 <訂正前>

各ファンドに共通する当社の運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・ 投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・ 投資信託委託業務運営規程
- ・ 投資委員会運営規程
- ・ ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・ 業者選定に関する規程
- ・ 引値保証取引に関する規則
- ・ 内部者取引管理規程
- ・ 役員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・ 株主議決権行使に関する取扱い規程

・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（7名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（6名程度）、商品開発、有価証券届出書・目論見書および法定運用報告書等の作成を担当する企画部門（3名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（9名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（2名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（4名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（3名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

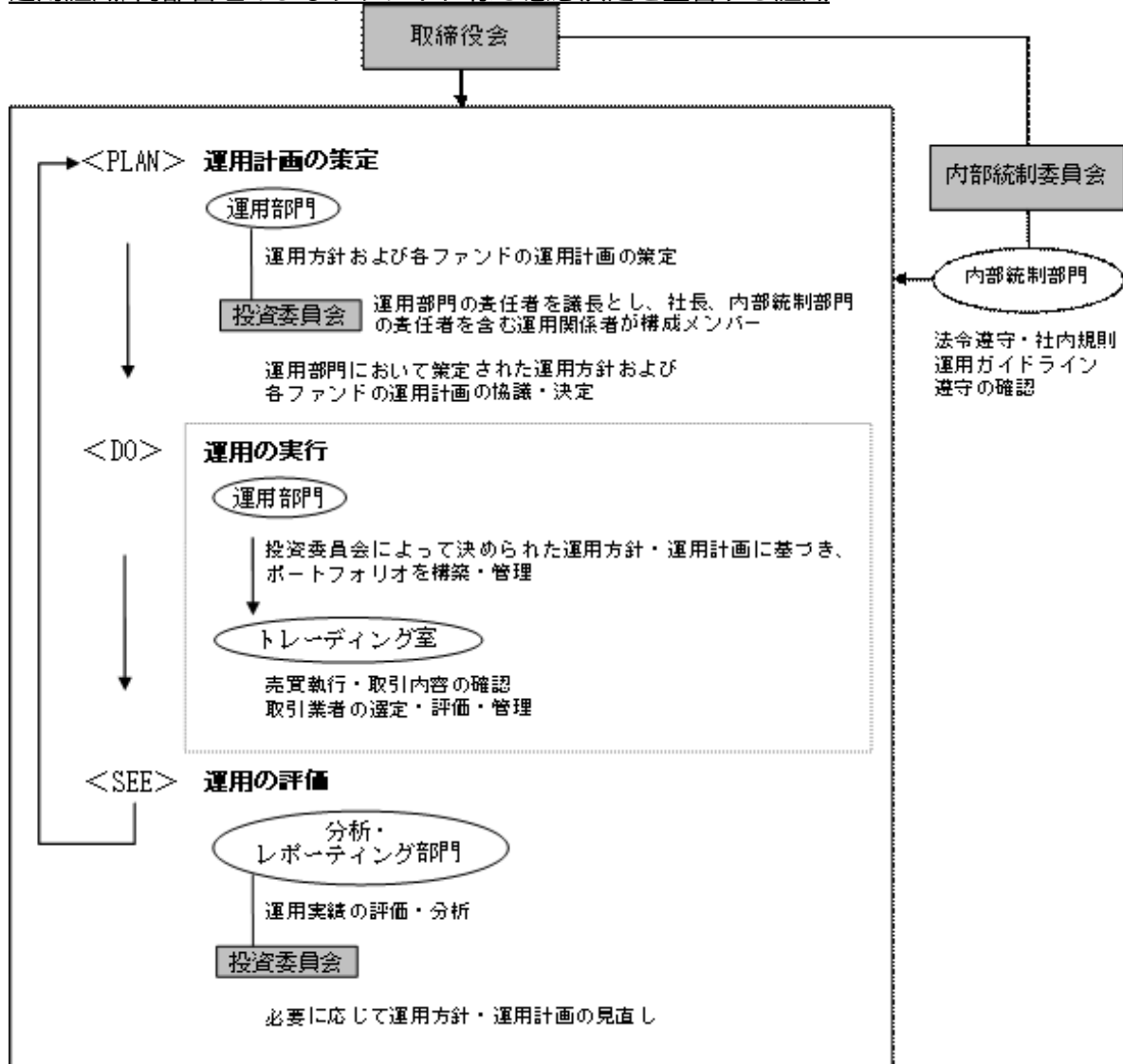
ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成23年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<訂正後>

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。
運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（7名程度）、顧客とのリレーションを担当する投信営業部門および年金営業部門（6名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（3名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（4名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（2名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（4名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（3名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行）については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託

銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めてお
ります。

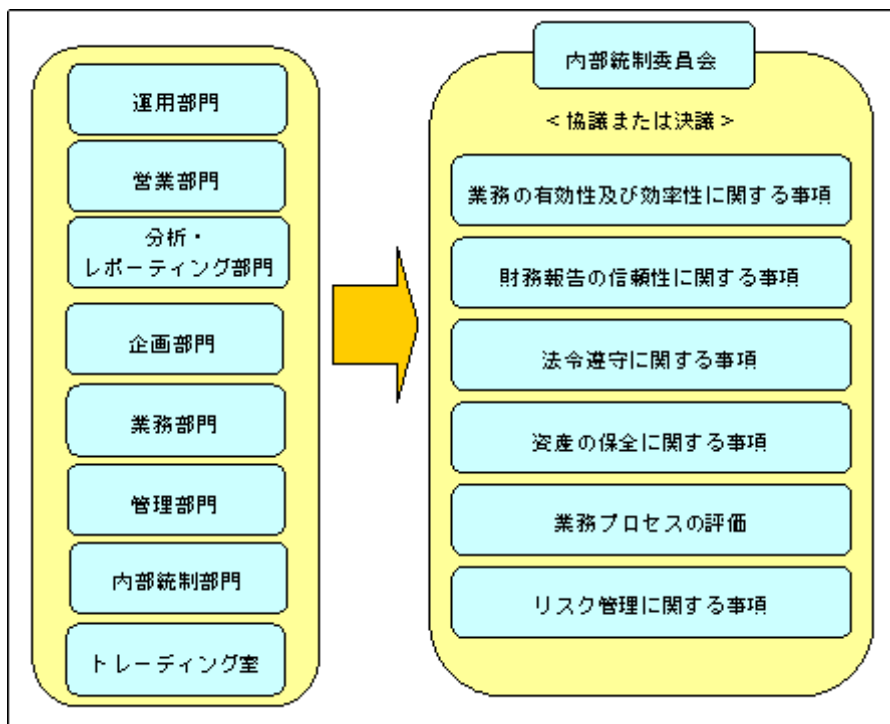
上記の運用体制は、平成23年12月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

3 投資リスク <訂正前>

(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



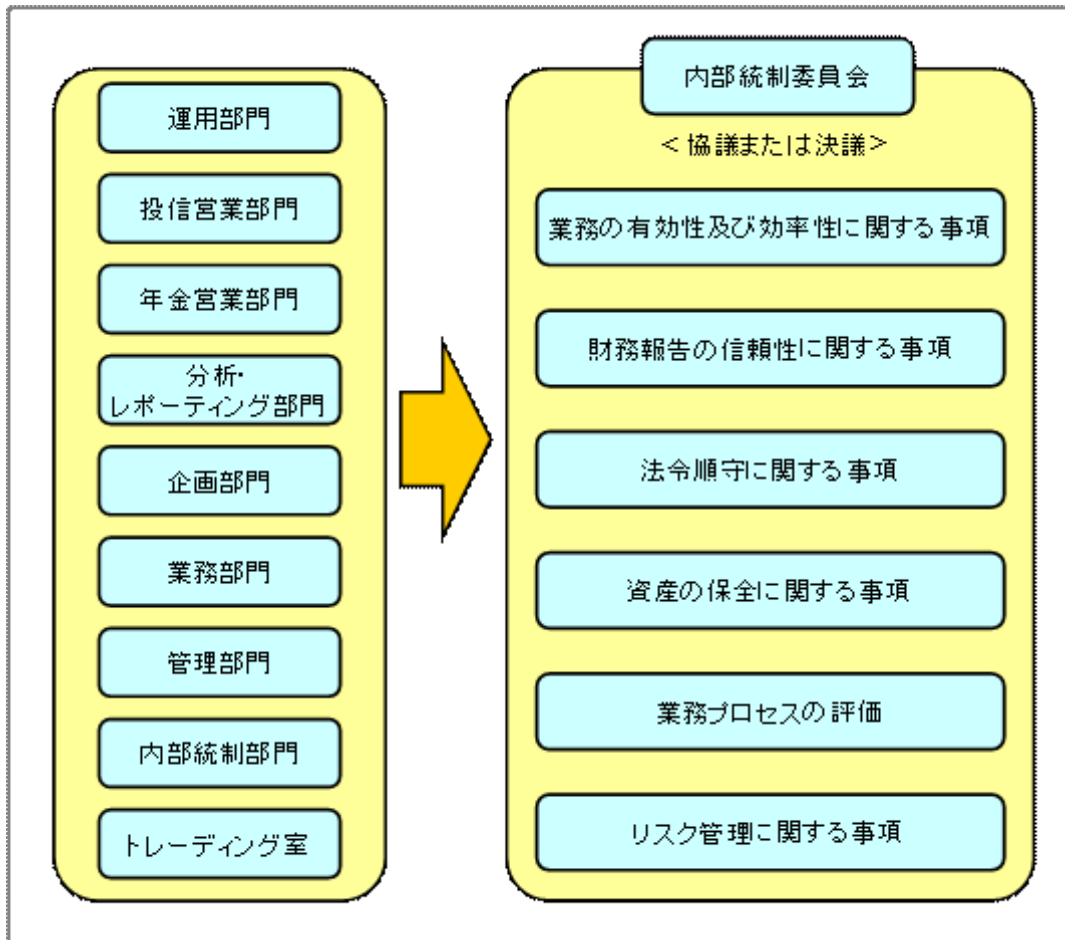
上記の管理体制は、平成23年7月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 訂正後 >

(2) リスク管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記体制は平成23年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 信託報酬等

<更新・追加>

各ファンドが負担する実質的な信託報酬

各ファンドが負担する実質的な信託報酬率（概算）は、年1.785%（税込）±0.3%です。

（内訳）

各ファンド（共通）	年1.365%（税抜 年1.30%）
投資する投資信託証券（注）	年0.420%（税抜 年0.40%）
計	年1.785%（税抜 年1.70%）

（注）各ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によって±0.3%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。なお、この実質的な信託報酬率は、平成24年2月29日現在の指定投資信託証券（投資対象ファンド）に基づくものであり、指定投資信託証券の変更および見直し等により将来的に変動します。

信託報酬の内訳および支払いの方法

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

日々の信託財産の純資産総額 × 年1.365%（税抜 年1.30%）

信託報酬の配分は、次の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.5775% （税抜 年0.55%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）	年0.735% （税抜 年0.70%）

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支払われ、販売会社への報酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支払われます。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

（４）その他の手数料等
＜更新・追加＞

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間を最初の６ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

(5) 課税上の取扱い
<更新・追加>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・ なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

2) 解約金および償還金に対する課税

- ・ 解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
- ・ ^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・ なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・ なお、上記の7%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

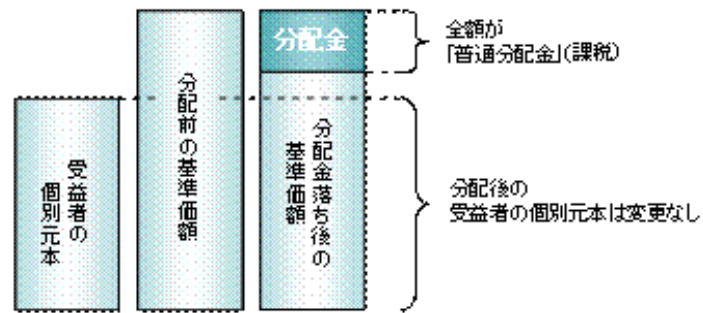
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

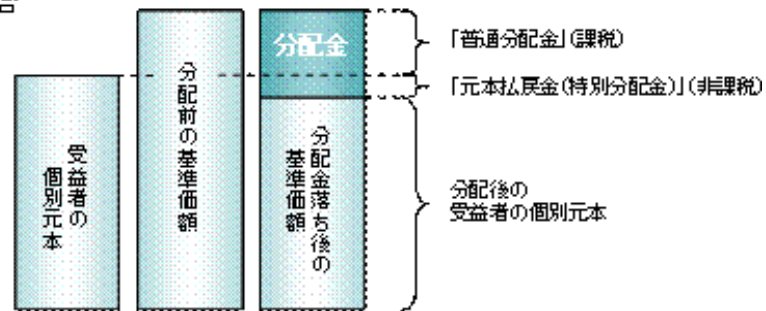
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成24年2月29日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

<更新・追加>

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型>

以下の運用状況は2011年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	167,680,463	75.20
	ケイマン島	47,649,761	21.37
	小計	215,330,224	96.57
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	7,644,015	3.43
合計(純資産総額)		222,974,239	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	61,059,032	1.0360	63,257,157	1.0481	63,995,971	28.70
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド	41,032,925	0.9540	39,145,410	0.9229	37,869,286	16.98
日本	投資信託受益証券	QED日本株ベータ・コントロール・ファンド	20,504,414	1.1369	23,311,468	1.2125	24,861,601	11.15
ケイマン島	投資信託受益証券	トランストrend スタンダード リスク シリーズ トラスト	29,315,098	0.91	26,629,835	0.8344	24,460,517	10.97
ケイマン島	投資信託受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファン	2,116	10,672.00	22,581,952	10,959	23,189,244	10.40
日本	投資信託受益証券	QED日本株アルファ・ストラテジー・ファン	17,577,048	1.2331	21,674,257	1.2306	21,630,315	9.70
日本	投資信託受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル	16,901,330	1.1810	19,960,470	1.1433	19,323,290	8.67

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.57
合計	96.57

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2002年 5月31日	718	718	1.0027	1.0027
第2計算期間末	2003年 6月 2日	863	863	1.0377	1.0377
第3計算期間末	2004年 5月31日	713	713	1.0127	1.0127
第4計算期間末	2005年 5月31日	708	708	1.0161	1.0161
第5計算期間末	2006年 5月31日	595	595	1.0034	1.0034
第6計算期間末	2007年 5月31日	411	411	1.0212	1.0212
第7計算期間末	2008年 6月 2日	332	332	0.9930	0.9930
第8計算期間末	2009年 6月 1日	288	288	0.9227	0.9227
第9計算期間末	2010年 5月31日	238	238	0.9089	0.9089
第10計算期間末	2011年 5月31日	231	231	0.9039	0.9039
	2010年11月末日	240	-	0.9082	-
	12月末日	241	-	0.9067	-
	2011年 1月末日	240	-	0.9089	-
	2月末日	240	-	0.9087	-
	3月末日	230	-	0.9017	-
	4月末日	232	-	0.9109	-
	5月末日	231	-	0.9039	-
	6月末日	229	-	0.8973	-
	7月末日	225	-	0.8977	-
	8月末日	223	-	0.8939	-
	9月末日	220	-	0.8828	-
	10月末日	222	-	0.8888	-
	11月末日	222	-	0.8877	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	0
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	0
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	0
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	0
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	-

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	0.27
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	3.49
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	2.41
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0.34
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	1.25
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	1.77
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	2.76
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	7.08
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	1.50
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0.55
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	1.79

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	795,523,039	78,678,551
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	249,497,701	134,442,399
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	161,789,952	289,005,999
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	68,322,376	75,866,132
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	42,195,957	145,943,575
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	31,778,264	221,899,109
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	22,117,727	90,835,090
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	17,340,310	39,240,565
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	22,879,523	73,641,889
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	13,472,699	19,319,400
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	5,759,688	10,622,928

(注) 第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

<ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型>

以下の運用状況は2011年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	366,002,993	83.84
	アメリカ	17,968,336	4.12
	ルクセンブルグ	9,119,489	2.09
	ケイマン島	35,909,757	8.23
	小計	429,000,575	98.27
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	7,565,382	1.73
合計(純資産総額)		436,565,957	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド (適格機関投資家向け)	82,396,732	1.0360	85,363,014	1.0481	86,360,014	19.78
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド・グローバル債券ベビー ファンド	65,456,547	0.9540	62,445,545	0.9229	60,409,847	13.84
日本	投資信託受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド	58,006,825	1.0915	63,314,449	0.9247	53,638,911	12.29
日本	投資信託受益証券	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファン ド	44,530,855	1.1192	49,838,932	0.9077	40,420,657	9.26
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本株式ベビーファンド	41,805,585	0.9390	39,256,321	0.8633	36,090,761	8.27
日本	投資信託受益証券	日経225連動型上場投資信託	2,420	9,880	23,909,600	8,520	20,618,400	4.72
日本	投資信託受益証券	QED日本株アルファ・ストラテジー・ ファンド	14,981,090	1.2331	18,473,182	1.2306	18,435,729	4.22
日本	投資信託受益証券	QED日本株ベータ・コントロール・ ファンド	15,147,274	1.1369	17,220,935	1.2125	18,366,069	4.21
ケイマン島	投資信託受益証券	ニチ・ベイ マーケット ニュートラル ファンド	1,671	10,672.00	17,832,912	10,959	18,312,489	4.19
ケイマン島	投資信託受益証券	トランストレンド スタンダード リスク シリーズ トラスト	21,089,727	0.91	19,157,908	0.8344	17,597,268	4.03
日本	投資信託受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ ニュートラル	14,506,864	1.1810	17,132,606	1.1433	16,585,697	3.80
日本	投資信託受益証券	V Pアジアバリューストックファンド	16,239,669	1.1795	19,154,689	0.9284	15,076,908	3.45
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES QQQ	3,500	4,487.01	15,704,520	4,248.7091	14,870,482	3.41
ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DB X-TRACKERS EMERG MARKET	3,400	3,380.69	11,494,329	2,682.2026	9,119,489	2.09
アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JPN	1,000	3,690.08	3,690,079	3,097.8540	3,097,854	0.71

□.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.27
合計	98.27

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

期別		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2002年 5月31日	144	144	0.9554	0.9554
第2計算期間末	2003年 6月 2日	189	189	0.8585	0.8585
第3計算期間末	2004年 5月31日	287	287	0.9577	0.9577
第4計算期間末	2005年 5月31日	358	358	0.9727	0.9727
第5計算期間末	2006年 5月31日	431	431	1.1188	1.1188
第6計算期間末	2007年 5月31日	522	522	1.2230	1.2230
第7計算期間末	2008年 6月 2日	515	515	1.0824	1.0824
第8計算期間末	2009年 6月 1日	441	441	0.8246	0.8246
第9計算期間末	2010年 5月31日	486	486	0.8302	0.8302
第10計算期間末	2011年 5月31日	512	512	0.8555	0.8555
	2010年11月末日	510	-	0.8388	-
	12月末日	513	-	0.8446	-
	2011年 1月末日	520	-	0.8577	-
	2月末日	524	-	0.8582	-
	3月末日	508	-	0.8555	-
	4月末日	517	-	0.8674	-
	5月末日	512	-	0.8555	-
	6月末日	479	-	0.8474	-
	7月末日	471	-	0.8401	-
	8月末日	445	-	0.8015	-
	9月末日	433	-	0.7744	-
	10月末日	454	-	0.8068	-
	11月末日	436	-	0.7833	-

分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	0
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	0
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	0
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	0
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	-

収益率の推移

期	期間	収益率（％）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	4.46
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	10.14
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	11.56
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	1.57
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	15.02
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	9.31
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	11.50
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	23.82
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0.68
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	3.05
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	8.44

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	202,463,931	51,656,703
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	76,427,140	6,952,040
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	108,290,476	28,657,722
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	114,966,998	46,043,377
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	92,096,330	75,163,706
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	79,811,431	38,212,195
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	76,845,404	27,982,582
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	89,684,823	30,728,857
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	76,418,090	25,727,762
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	63,433,467	50,533,309
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	26,046,678	67,449,130

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 >

以下の運用状況は2011年11月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	783,207,882	81.15
	アメリカ	80,096,453	8.30
	ルクセンブルグ	32,186,434	3.33
	ケイマン島	50,608,614	5.24
	小計	946,099,383	98.03
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	19,027,571	1.97
合計(純資産総額)		965,126,954	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約先物取引	買建		4,640,328	0.48

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	プレミアム・エクイティ・ファンド	257,541,054	1.0899	280,704,811	0.9247	238,148,212	24.68
日本	投資信託受益証券	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド	194,305,400	1.1192	217,466,603	0.9077	176,371,011	18.27
日本	投資信託受益証券	ユナイテッド日本株式ベビーファンド	167,937,191	0.9657	162,176,945	0.8633	144,980,176	15.02
アメリカ	投資信託受益証券	POWERSHARES QQQ	16,300	4,487.01	73,138,196	4,248.7094	69,253,963	7.18
日本	投資信託受益証券	V Pアジアバリューストックファンド	71,238,194	1.1795	84,025,449	0.9284	66,137,539	6.85
日本	投資信託受益証券	日経225連動型上場投資信託	7,400	9,880	73,112,000	8,520	63,048,000	6.53
日本	投資信託受益証券	QED日本株ベータ・コントロール・ファンド	30,734,018	1.1568	35,553,087	1.2125	37,264,996	3.86
日本	投資信託受益証券	QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド	29,284,309	1.2302	36,024,359	1.2306	36,037,270	3.73
ルクセンブルグ	投資信託受益証券	DB X-TRACKERS EMERG MARKET	12,000	3,380.69	40,568,221	2,682.2028	32,186,434	3.33
ケイマン島	投資信託受益証券	トランストレンドスタンダードリスクシリーズトラスト	32,611,636	0.89	29,157,908	0.8344	27,211,149	2.82
ケイマン島	投資信託受益証券	ニチ・ベイマーケットニュートラルファンド	2,135	10,672.00	22,784,720	10,959	23,397,465	2.42
日本	投資信託受益証券	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル	18,560,901	1.1810	21,920,424	1.1433	21,220,678	2.20

アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI PACIFIC EX JPN	3,500	3,418.52	11,964,828	3,097.8543	10,842,490	1.12
------	----------	-----------------------------	-------	----------	------------	------------	------------	------

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.03
合計	98.03

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

<為替予約取引>

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約先物取引	USD	買建	59,400	4,644,486	4,640,328	0.48

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(3) 運用実績 純資産の推移

期別		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2002年 5月31日	166	166	0.8841	0.8841
第2計算期間末	2003年 6月 2日	194	194	0.6996	0.6996
第3計算期間末	2004年 5月31日	338	338	0.8709	0.8709
第4計算期間末	2005年 5月31日	537	537	0.9018	0.9018
第5計算期間末	2006年 5月31日	824	824	1.1633	1.1633
第6計算期間末	2007年 5月31日	1,162	1,162	1.3511	1.3511
第7計算期間末	2008年 6月 2日	1,092	1,092	1.1035	1.1035
第8計算期間末	2009年 6月 1日	888	888	0.6977	0.6977
第9計算期間末	2010年 5月31日	1,045	1,045	0.7253	0.7253
第10計算期間末	2011年 5月31日	1,138	1,138	0.7695	0.7695
	2010年11月末日	1,076	-	0.7416	-
	12月末日	1,103	-	0.7558	-
	2011年 1月末日	1,136	-	0.7743	-
	2月末日	1,140	-	0.7759	-
	3月末日	1,134	-	0.7724	-
	4月末日	1,154	-	0.7856	-
	5月末日	1,138	-	0.7695	-
	6月末日	1,129	-	0.7597	-
	7月末日	1,115	-	0.7485	-
	8月末日	1,023	-	0.6851	-
	9月末日	969	-	0.6492	-
	10月末日	1,047	-	0.6981	-
	11月末日	965	-	0.6610	-

分配の推移

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	0
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	0
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	0
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	0
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	0
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	0
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	0
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	0
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	0
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	0
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	-

収益率の推移

期	期間	収益率（％）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	11.59
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	20.87
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	24.49
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	3.55
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	29.00
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	16.14
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	18.33
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	36.77
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	3.96
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	6.09
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	14.10

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 設定及び解約の実績

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2001年 6月 1日～2002年 5月31日	211,619,622	22,792,994
第2期	2002年 6月 1日～2003年 6月 2日	148,426,457	58,990,912
第3期	2003年 6月 3日～2004年 5月31日	189,093,477	78,399,339
第4期	2004年 6月 1日～2005年 5月31日	273,445,866	66,554,323
第5期	2005年 6月 1日～2006年 5月31日	258,493,738	145,498,028
第6期	2006年 6月 1日～2007年 5月31日	238,395,302	86,881,977
第7期	2007年 6月 1日～2008年 6月 2日	254,142,055	124,852,470
第8期	2008年 6月 3日～2009年 6月 1日	357,303,774	73,522,086
第9期	2009年 6月 2日～2010年 5月31日	262,448,944	94,275,770
第10期	2010年 6月 1日～2011年 5月31日	204,074,623	166,318,749
当中間期	2011年 6月 1日～2011年11月30日	86,592,134	105,808,884

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考情報）
運用実績

データ基準日：2011年11月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移

	安定型	バランス型	積極型
基準価額	8,877 円	7,833 円	6,610 円
純資産総額	2.2 億円	4.4 億円	9.7 億円



■ 分配の推移

決算期	安定型	バランス型	積極型
第6期(平成19年5月31日)	0 円	0 円	0 円
第7期(平成20年6月2日)	0 円	0 円	0 円
第8期(平成21年6月1日)	0 円	0 円	0 円
第9期(平成22年5月31日)	0 円	0 円	0 円
第10期(平成23年5月31日)	0 円	0 円	0 円
設定来累計	0 円	0 円	0 円

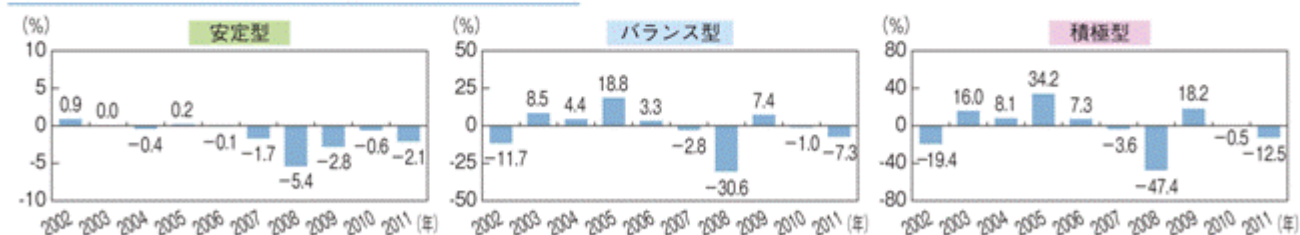
*分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。

■ 主要な資産の状況

ファンドの内訳		安定型	バランス型	積極型
債券型	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	28.7%	19.8%	—
	ユナイテッド・グローバル債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）	17.0%	13.8%	—
	ユナイテッド・アジア債券ファンド（適格機関投資家向け）	0.0%	0.0%	—
株式型	日経225上場投信	—	4.7%	6.5%
	ユナイテッド日本株式ベビーファンド（適格機関投資家向け）	—	8.3%	15.0%
	プレミアム・エクイティ・ファンド（適格機関投資家向け）	—	12.3%	24.7%
	パワーシェアーズQQQ	—	3.4%	7.2%
	欧州株式ロウ・ボラティリティ・ファンド（適格機関投資家向け）	—	9.3%	18.3%
	db x-trakers MSCI エマージング・マーケット TRN インデックス	—	2.1%	3.3%
	VP アジアバリュー株式ファンド（適格機関投資家向け）	—	3.5%	6.9%
iシェアーズ MSCI パシフィック（除く日本）・インデックス・ファンド	—	0.7%	1.1%	
絶対収益追求型	トランストレンド・スタンダード・リスク・シリーズ・トラスト・クラスA	11.0%	4.0%	2.8%
	QED日本株アルファ・ストラテジー・ファンド（適格機関投資家向け）	9.7%	4.2%	3.7%
	QED日本株ベータ・コントロール・ファンド（適格機関投資家向け）	11.1%	4.2%	3.9%
	アカディアン欧州株式マーケット・ニュートラル（適格機関投資家向け）	8.7%	3.8%	2.2%
	ニチ・ベイマーケットニュートラルファンド	10.4%	4.2%	2.4%
現金など	3.4%	1.7%	2.0%	
合計	100.0%	100.0%	100.0%	

*ファンドの内訳は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



*当ファンドにはベンチマークはありません。2001年は設定日（6月1日）から12月末までの騰落率です。2011年は11月末までの騰落率です。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・追加するとともに、「中間財務諸表」を追加します。

<更新・追加>

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成23年6月1日から平成23年11月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型

(1) 【中間貸借対照表】

区分	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,508,313
投資信託受益証券	215,330,224
未収利息	28
流動資産合計	225,838,565
資産合計	225,838,565
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	58,970
未払委託者報酬	1,474,179
その他未払費用	1,331,177
流動負債合計	2,864,326
負債合計	2,864,326
純資産の部	
元本等	
元本	251,181,599
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	28,207,360
(分配準備積立金)	3,495,513
元本等合計	222,974,239
純資産合計	222,974,239
負債純資産合計	225,838,565

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区分	当中間計算期間 自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日
	金額（円）
営業収益	
受取利息	4,531
有価証券売買等損益	1,243,038
営業収益合計	1,238,507
営業費用	
受託者報酬	58,970
委託者報酬	1,474,179
その他費用	1,331,177
営業費用合計	2,864,326
営業損失（ ）	4,102,833
経常損失（ ）	4,102,833
中間純損失（ ）	4,102,833
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 （ ）	94,350
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	24,602,713
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,021,268
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠 損金減少額	1,021,268
剰余金減少額又は欠損金増加額	617,432
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠 損金増加額	617,432
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	28,207,360

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 追加情報	当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	256,044,839円
期中追加設定元本額	5,759,688円
期中一部解約元本額	10,622,928円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,207,360円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	251,181,599口

（金融商品に関する注記）

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1口当たり純資産の額	0.8877円
(1万口当たり)	(8,877円)

中間財務諸表

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型

(1) 【中間貸借対照表】

区分	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	414,985
コール・ローン	19,390,148
投資信託受益証券	429,000,577
未収利息	53
流動資産合計	448,805,763
資産合計	448,805,763
負債の部	
流動負債	
未払解約金	7,693,878
未払受託者報酬	120,371
未払委託者報酬	3,009,306
その他未払費用	1,416,251
流動負債合計	12,239,806
負債合計	12,239,806
純資産の部	
元本等	
元本	557,377,385
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	120,811,428
(分配準備積立金)	67,442,925
元本等合計	436,565,957
純資産合計	436,565,957
負債純資産合計	448,805,763

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区分	当中間計算期間 自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日
	金額（円）
営業収益	
受取配当金	405,197
受取利息	6,477
有価証券売買等損益	36,100,113
為替差損益	1,216,422
営業収益合計	36,904,861
営業費用	
受託者報酬	120,371
委託者報酬	3,009,306
その他費用	1,419,563
営業費用合計	4,549,240
営業利益又は営業損失（ ）	41,454,101
経常利益又は経常損失（ ）	41,454,101
中間純利益又は中間純損失（ ）	41,454,101
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,356,404
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	86,546,042
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,777,447
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,777,447
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,945,136
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,945,136
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	120,811,428

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
3. 追加情報	当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	598,779,837円
期中追加設定元本額	26,046,678円
期中一部解約元本額	67,449,130円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は120,811,428円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	557,377,385口

（金融商品に関する注記）

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	<p>・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1口当たり純資産の額	0.7833円
(1万口当たり)	(7,833円)

中間財務諸表

ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型

(1) 【中間貸借対照表】

区分	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	119,592
コール・ローン	37,416,328
投資信託受益証券	946,099,384
未収利息	102
流動資産合計	983,635,406
資産合計	983,635,406
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,158
未払金	4,640,922
未払解約金	5,300,836
未払受託者報酬	273,644
未払委託者報酬	6,841,061
その他未払費用	1,447,831
流動負債合計	18,508,452
負債合計	18,508,452
純資産の部	
元本等	
元本	1,460,140,460
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	495,013,506
(分配準備積立金)	203,073,306
元本等合計	965,126,954
純資産合計	965,126,954
負債純資産合計	983,635,406

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

区分	当中間計算期間 自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日
	金額（円）
営業収益	
受取配当金	1,889,624
受取利息	14,474
有価証券売買等損益	148,999,111
為替差損益	4,698,265
その他収益	
営業収益合計	151,793,278
営業費用	
受託者報酬	273,644
委託者報酬	6,841,061
その他費用	1,457,517
営業費用合計	8,572,222
営業利益又は営業損失（ ）	160,365,500
経常利益又は経常損失（ ）	160,365,500
中間純利益又は中間純損失（ ）	160,365,500
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	7,604,210
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	340,967,201
剰余金増加額又は欠損金減少額	24,615,150
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	24,615,150
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,900,165
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,900,165
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	495,013,506

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当中間計算期間 自 平成23年6月1日 至 平成23年11月30日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準および評価方法	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
4. 追加情報	当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	1,479,357,210円
期中追加設定元本額	86,592,134円
期中一部解約元本額	105,808,884円
2. 元本の欠損	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は495,013,506円であります。
3. 中間計算期間末日における受益権の総数	1,460,140,460口

（金融商品に関する注記）

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1. 金融商品の時価等に関する事項	<p>・ 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>・ 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 「(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項
通貨関連

当中間計算期間末(平成23年11月30日現在)

区分	種類	契約額等 (円)	うち1 年超(円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外の 取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	4,644,486	-	4,640,328	4,158
	合計	4,644,486	-	4,640,328	4,158

（注）1. 時価の算定方法

（1）為替予約取引

中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

イ) 中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

ロ) 中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（1口当たり情報）

項目	当中間計算期間末 (平成23年11月30日現在)
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.6610円 (6,6610円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2011年11月30日現在です。

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型 >

【純資産額計算書】

資産総額	225,838,565 円
負債総額	2,864,326 円
純資産総額（ - ）	222,974,239 円
発行済口数	251,181,599 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8877 円

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型 >

純資産額計算書

資産総額	448,805,763 円
負債総額	12,239,806 円
純資産総額（ - ）	436,565,957 円
発行済口数	557,377,385 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7833 円

< ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型 >

純資産額計算書

資産総額	988,275,734 円
負債総額	23,148,780 円
純資産総額（ - ）	965,126,954 円
発行済口数	1,460,140,460 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6610 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

<更新・追加>

1 委託会社等の概況

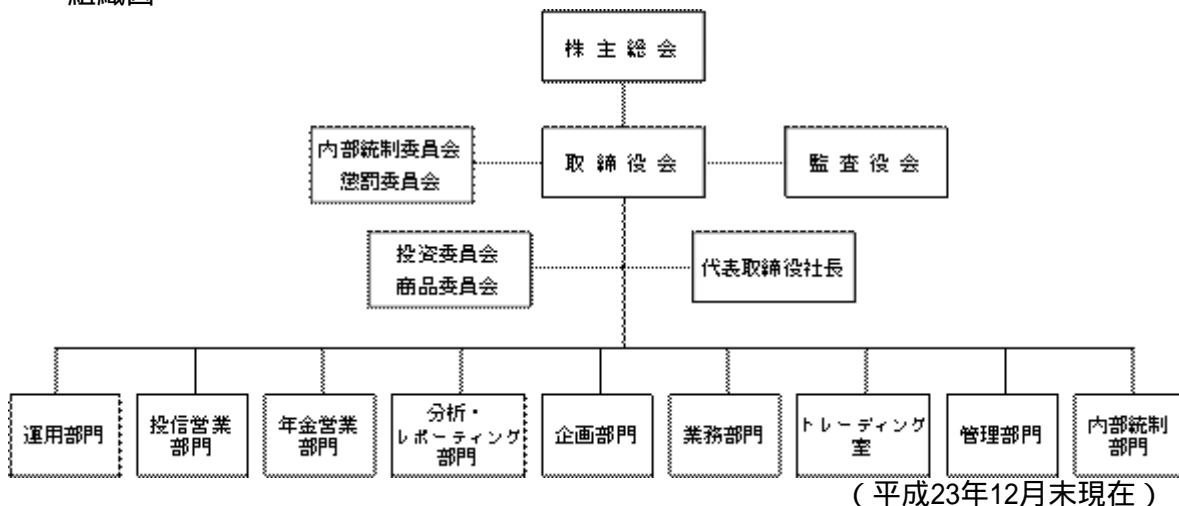
(1) 資本金の額等

平成23年12月末現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成23年12月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとし、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

(平成23年12月末現在)

2 事業の内容及び営業の概況

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。
- ・平成23年12月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数58本、純資産総額64,334百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	54	60,151
単位型株式投資信託	4	4,184
合計	58	64,334

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	514,170	199,379
関係会社短期貸付金	-	50,000
前払費用	11,254	12,527
未収入金	-	137
未収委託者報酬	62,134	114,316
未収収益	37,838	92,795
立替金	24,123	24,595
その他	10	-
流動資産合計	649,531	493,752
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 8,789	7,263
器具備品（純額）	*1 2,742	2,142
リース資産（純額）	*1 1,051	503
有形固定資産合計	12,584	9,908
無形固定資産		
ソフトウェア	3,198	2,715
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	4,493	4,010
投資その他の資産		
投資有価証券	998	-
	2,459	2,459
破産更生債権等		
長期差入保証金	22,760	21,789
長期前払費用	1,315	929
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	25,074	22,719
固定資産合計	42,152	36,638
資産合計	691,684	530,390

負債の部		
流動負債		
預り金	11,133	12,033
未払金	13,468	13,933
未払手数料	23,252	38,185
リース債務	585	558
未払費用	4,706	3,147
未払委託調査費	93,118	77,799
未払法人税等	2,556	2,686
未払消費税等	953	4,412
前受収益	815	815
賞与引当金	9,000	6,637
流動負債合計	159,590	160,210
固定負債		
リース債務	558	-
長期未払金	2,666	-
長期前受収益	2,777	1,961
固定負債合計	6,002	1,961
負債合計	165,593	162,172
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金	125,000	125,000
資本剰余金合計	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	753,907	911,781
利益剰余金合計	753,907	911,781
株主資本合計	526,092	368,218
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	-
評価・換算差額等合計	1	-
純資産合計	526,090	368,218
負債・純資産合計	691,684	530,390

（ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	当事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	614,791	625,535
投資助言報酬	13,179	5,467
運用受託報酬	128,040	231,906
投資兼業報酬	9,268	7,193
営業収益合計	765,279	870,101
営業費用		
支払手数料	210,018	222,650
広告宣伝費	5,279	1,574
調査費	49,990	54,408
委託調査費	187,290	196,579
図書費	649	533
委託計算費	1,827	1,918
通信費	3,301	4,334
印刷費	11,349	7,815
諸会費	2,088	2,405
営業費用合計	471,796	492,221
一般管理費		
給料・手当	265,682	277,417
役員報酬	4,800	24,600
貸倒引当金繰入額	2,459	
賞与引当金繰入額	9,000	6,637
租税公課	3,068	3,764
不動産賃借料	34,070	34,070
退職給付費用	7,900	9,024
固定資産減価償却費	3,602	3,417
消耗器具備品費	5,008	4,367
機器賃借料	61,726	53,683
法律専門家報酬	2,405	4,854
新人採用費	12,168	13,144
諸経費	104,885	101,733
一般管理費合計	516,779	536,714

営業損失		223,295	158,833
営業外収益			
受取利息	*1	402	1,107
その他営業外収益	*2	1,382	30
営業外収益合計		1,785	1,138
営業外費用			
支払利息		61	37
株式交付費		941	
その他営業外費用	*3	770	184
営業外費用合計		1,772	221
経常損失		223,283	157,916
特別利益			
賞与引当金戻入額			2,240
特別利益合計			2,240
特別損失			
固定資産廃棄損	*4		90
特別退職加算金		1,100	362
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			794
特別損失合計		1,100	1,247
税引前当期純損失		224,383	156,923
法人税、住民税及び事業税		950	950
当期純損失		225,333	157,873

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	当事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,030,000	1,155,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	-	125,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	125,000	125,000
資本剰余金合計		
前期末残高	-	125,000
当期変動額		
新株の発行	125,000	-
当期変動額合計	125,000	-
当期末残高	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	528,574	753,907
当期変動額		
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	225,333	157,873
当期末残高	753,907	911,781
利益剰余金合計		
前期末残高	528,574	753,907
当期変動額		
当期純損失	225,333	157,873

当期変動額合計	225,333	157,873
当期末残高	753,907	911,781
株主資本合計		
前期末残高	501,425	526,092
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期純損失	225,333	157,873
当期変動額合計	24,666	157,873
当期末残高	526,092	368,218
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	1	-
評価換算差額等合計		
前期末残高	-	1
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	1	1
当期末残高	1	-
純資産合計		
前期末残高	501,425	526,090
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期純損失	225,333	157,873
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	1
当期変動額合計	24,666	157,872
当期末残高	526,090	368,218

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) その他有価証券時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p>	<p>(1) その他有価証券時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) なお、当事業年度末において残高はございません。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 同 左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に全額費用処理しております。</p>	<p>——</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p>
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によりしております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同 左 59/95</p>

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準等) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」 (企業会計基準第18号 平成20年3月 31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第21号 平成 20年3月31日)を適用しております。 これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失は176千 円、税引前当期純損失は970千円それぞれ増加してありま す。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りでありま す。 建物附属設備 12,633千円 器具備品 6,430千円 リース資産 1,097千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りでありま す。 建物附属設備 14,160千円 器具備品 4,238千円 リース資産 1,645千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
*1	*1 各科目に含まれている関係会社に対する ものは次の通りであります。 受取利息 1,102千円
*2 その他営業外収益 事業税確定還付金 525千円 消費税確定還付加算金 219千円 確定拠出金事業主返還金 487千円	

その他営業外収益	150千円		
*3 その他営業外費用		*3 その他営業外費用	
業務処理過誤により発生した費用	284千円	業務処理過誤により発生した費用	105千円
立替印刷費誤算回収不能額	485千円	立替印刷費誤算回収不能額	79千円
*4		*4 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであります。	
		器具備品	90千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100	500		4,600
合計	4,100	500		4,600

（注）普通株式の発行済株式総数の増加500株は、株主割当による新株の発行による増加であります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600			4,600
合計	4,600			4,600

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの） （借主側） リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算 定する方法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの） （借主側） リース資産の内容 有形固定資産 同 左 リース資産の減価償却の方法 同 左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

投資有価証券である投資信託受益証券は、主に自己設定による目的で保有しております。市場価格の変動リスクに晒されていますが、これは、早期に売却する予定のものであるため、リスクは僅少であります。

営業債務である未払委託者調査費は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	514,170	514,170	-
（2）未収委託者報酬	62,134	62,134	-
（3）未収収益	37,838	37,838	-
（4）投資有価証券 その他有価証券	998	998	-
（5）未払委託者調査費	(93,118)	(93,118)	-

（*）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、並びに（2）未収委託者報酬及び（3）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

すべて投資信託受益証券であり、投資信託受益証券は、基準価額で評価しております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託者調査費は、1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	199,379	199,379	-
(2) 関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-
(3) 未収委託者報酬	114,316	114,316	-
(4) 未収収益	92,795	92,795	-
(5) 未払委託調査費	(77,799)	(77,799)	-

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金・(2) 関係会社短期貸付金・(3) 未収委託者報酬、並びに(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(5) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	199,379
関係会社短期貸付金	50,000
未収委託者報酬	114,316
未収収益	92,795
合計	456,408

(有価証券関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. その他有価証券 (単位：千円)

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価をこえるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価をこえないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	998	1,000	1
小計	998	1,000	1
合計	998	1,000	1

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額
株式	-	-
債券	-	-
その他	1,001	1
合計	1,001	1

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項ありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項ありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,900千円 退職給付費用 7,900千円 他に特別退職加算金1,100千円を計上して おります。	2. 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 9,024千円 退職給付費用 9,024千円 他に特別退職加算金362千円を計上して おります。

（税効果会計関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
繰越欠損金 127,146	繰越欠損金 127,438
未払事業税 653	未払事業税 702
確定退職金未払否認 1,085	減価償却超過額 417
減価償却超過額 547	賞与引当金 2,701
賞与引当金 3,663	貸倒引当金 1,001
貸倒引当金 1,001	資産除去債務 394
その他 983	繰延税金資産小計 132,655
繰延税金資産小計 135,081	評価性引当金 (132,655)
評価性引当金 (135,081)	繰延税金資産合計 -
繰延税金資産合計 -	繰延税金負債 -
繰延税金負債 -	繰延税金資産の純額 -
繰延税金資産の純額 -	

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>同 左</p>
--	---

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当会計年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

〔セグメント情報等〕

〔セグメント情報〕

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
58,767	120,055	65,744	244,566

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	117,053	-

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本アジアホールディングズ㈱	東京都千代田区	2,641百万円	投資事業	被所有直接100%	経営管理役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息の受取	400,000千円 400,000千円 385千円		

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ㈱（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ㈱（非上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	日本アジアホールディングズ㈱	東京都千代田区	2,641百万円	投資事業	被所有直接100%	経営管理役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息の受取	690,000千円 640,000千円 1,102千円	関係会社短期貸付金	50,000千円

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ㈱（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）		当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	
1株当たり純資産額	114,367円55銭	1株当たり純資産額	80,047円46銭
1株当たり当期純損失金額	52,808円36銭	1株当たり当期純損失金額	34,320円39銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		同 左	
1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎		1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失	225,333千円	損益計算書上の当期純損失	157,873千円
普通株式に係る当期純損失	225,333千円	普通株式に係る当期純損失	157,873千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	4,267株	普通株式の期中平均株式数	4,600株

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

第13期中間会計期間末
(平成23年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		164,307
		19
仮払金		13,299
前払費用		
未収委託者報酬		94,191
未収収益		103,113
立替金		32,263
流動資産合計		407,194
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	6,636
器具備品（純額）	*1	2,064
リース資産（純額）	*1	228
有形固定資産合計		8,930
無形固定資産		
ソフトウェア		3,190
電話加入権		1,294
無形固定資産合計		4,485
投資その他の資産		
破産更生債権等		2,459
長期差入保証金		21,701
長期前払費用		735
		2,459
貸倒引当金		
投資その他の資産合計		22,437
固定資産合計		35,853
資産合計		443,047
負債の部		
流動負債		

預り金	10,410
未払金	23,295
未払手数料	26,651
リース債務	256
未払費用	2,675
未払委託調査費	60,241
未払法人税等	2,102
未払消費税等	854
前受収益	815
流動負債合計	127,304
固定負債	
長期前受収益	1,552
固定負債合計	1,552
負債合計	128,857
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,155,000
資本剰余金	
資本準備金	125,000
資本剰余金合計	125,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	965,809
利益剰余金合計	965,809
株主資本合計	314,190
純資産合計	314,190
負債・純資産合計	443,047

中間損益計算書

(単位:千円)

第13期中間会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		281,659
投資助言報酬		18,784
運用受託報酬		126,714
投資兼業報酬		1,692
営業収益合計		428,852
営業費用		
支払手数料	5	91,247
広告宣伝費		3,278
調査費	6	25,550
委託調査費		88,828
図書費		116
委託計算費	7	1,372
通信費		2,188
印刷費		2,630
諸会費		1,291
営業費用合計		216,506
一般管理費		
給料・手当	8	126,434
役員報酬		19,050
租税公課		1,921
不動産賃借料		17,129
退職給付費用		3,940
固定資産減価償却費	*1	1,511
消耗器具備品費	9	2,177
機器賃借料	10	26,283
法律専門家報酬	11	1,435
新人採用費		2,325
諸経費		63,714
一般管理費合計		265,922
営業損失		53,576
営業外収益		

受取利息	204
その他営業外収益	1
営業外収益合計	205
営業外費用	
支払利息	9
株式交付費	115
その他営業外費用	58
営業外費用合計	182
経常損失	53,553
税引前中間純損失	53,553
法人税、住民税及び事業税	475
中間純損失	54,028

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第13期中間会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

株主資本		
資本金		
当期首残高		1,155,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		125,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		125,000
資本剰余金合計		
当期首残高		125,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		911,781
当中間期変動額		
中間純損失		54,028
当中間期変動額合計		54,028
当中間期末残高		965,809
利益剰余金合計		
当期首残高		911,781
当中間期変動額		
中間純損失		54,028
当中間期変動額合計		54,028
当中間期末残高		965,809
株主資本合計		

当期首残高	368,218
当中間期変動額	
中間純損失	54,028
当中間期変動額合計	54,028
当中間期末残高	314,190
純資産合計	
当期首残高	368,218
当中間期変動額	
当中間純損失	54,028
当中間期変動額合計	54,028
当中間期末残高	314,190

重要な会計方針

項 目	第13期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主に定率法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第13期中間会計期間末 （平成23年9月30日）	
*1	有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。
	建物附属設備 14,787千円
	器具備品 4,423千円
	リース資産 1,920千円

（中間損益計算書関係）

第13期中間会計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）	
*1	固定資産の減価償却実施額は、次の通りであります。
	有形固定資産 1,086千円
	無形固定資産 425千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第13期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	4,600			4,600
合計	4,600			4,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第13期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日）
ファイナンス・リース取引 （借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	164,307	164,307	-
(2) 未収委託者報酬	94,191	94,191	-
(3) 未収収益	103,113	103,113	-
(4) 立替金	32,263	32,263	-
資産計	393,875	393,875	-
(1) 未払金	23,295	23,295	-
(2) 未払手数料	26,651	26,651	-
(3) 未払委託調査費	60,241	60,241	-
負債計	110,189	110,189	-

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産 (1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

負債 (1) 未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当事業年度末（平成23年3月31日）

3. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間会計期間において、当該資産除去債務の総額の増減はありません。

4. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

中間損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

(単位：千円)

日本	中国	その他	合計
56,611	61,753	28,826	147,192

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	61,753	-

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第13期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月 30日）	
1株当たり純資産額	68,302円24銭
1株当たり中間純損失金額	11,745円22銭
<p>（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されており、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>2. 第13期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）における1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。</p>	
中間損益計算上の中間純損失	54,028千円
普通株式に係る中間純損失	54,028千円
普通株式に帰属しない金額の内訳	該当事項はありません。
期中平均株式数	4,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年1月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成23年6月1日から平成23年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・安定型の平成23年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年6月1日から平成23年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年1月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成23年6月1日から平成23年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・バランス型の平成23年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年6月1日から平成23年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年1月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成23年6月1日から平成23年11月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド・タートルクラブ・ファンド・積極型の平成23年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年6月1日から平成23年11月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小西 文夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 樽本 修平 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月13日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小西 文夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。